



島根県報

平成24年6月29日（金）

号外 第 102 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【公企規程】

島根県企業局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程	（企業局総務課）	2
島根県企業局職員就業規程の一部を改正する規程	（ " ）	2

島 根 県 公 営 企 業 管 理 規 程

島根県企業局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成24年 6 月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県公営企業管理規程第 8 号

島根県企業局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

島根県企業局職員の給与に関する規程（昭和41年島根県公営企業管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

第7条第4項中「所得等」を「取得等」に改める。

第9条中「危険作業、」を「特殊現場作業、」に、「用地交渉」を「用地等交渉」に、「危険作業等従事記録簿」を「特殊現場作業等従事記録簿」に改める。

第10条の次に次の1条を加える。

（給与等事務システムによる処理）

第10条の2 第9条の規定による特殊現場作業等従事記録簿の作成及び保管並びに特殊現場作業等従事記録簿への必要な事項の記入並びに前条の規定による交替勤務等命令簿又は時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務命令簿による交替勤務、時間外勤務、休日勤務又は夜間勤務の命令（次項において「手続等」と総称する。）については、給与等事務システム（給与等事務システムを使用して給与関係手続等を行う場合の特例に関する規則（平成24年島根県人事委員会規則第20号）第2条第1号に規定する給与等事務システムをいう。）を使用して行うことができる。

2 前項の規定により行われた手続等については、当該手続等を書面により行うものとした規定に規定する書面により行われたものとみなす。

附 則

この規程は、平成24年7月1日から施行する。

島根県企業局職員就業規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成24年 6 月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県公営企業管理規程第 9 号

島根県企業局職員就業規程の一部を改正する規程

島根県企業局職員就業規程（昭和48年島根県公営企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第33条の表を次のように改める。

第2条第1号	本庁	本局
	島根県行政組織規則（平成18年島根県規則第17号）	島根県企業局組織規程（昭和35年島根県電気事業者管理規程第1号）
第2条第2号	地方機関	事業所
	島根県行政組織規則	島根県企業局組織規程
	地方機関（家畜保健衛生所を除く。）	事業所
第2条第3号	本庁の課（島根県行政組織規則第12条第1項に規定する課等及び同条第2項に規定する課をいう。以下第4条において同じ。）	本庁の課（島根県企業局組織規程第3条に規定する課をいう。以下第4条において同じ。）
	地方機関	事業所

第2条第4号	知事の事務部局の職員	企業局の職員
第4条第1項第1号	本庁	本局
	知事	管理者
第4条第1項第2号	総務部長	企業局長（島根県企業局組織規程第7条第1項に規定する本局の局長をいう。以下同じ。）
第4条第2項	総務部人事課長	企業局総務課長
	人事課長	総務課長
第7条第1項	職員の休日及び休暇に関する条例（昭和27年島根県条例第10号。以下「休日休暇条例」という。）第3条第1項	島根県企業局職員就業規程（昭和48年島根県公営企業管理規程第2号。以下「就業規程」という。）第10条第1項
第7条第2項	職員の勤務時間に関する条例（昭和27年島根県条例第9号。次条第1項において「勤務時間条例」という。）第8条第1項	就業規程第8条の3第1項
第8条第1項	勤務時間条例第9条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）	就業規程第8条の5（就業規程第8条の8において準用する場合を含む。）
	同条第2項若しくは第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）	就業規程第8条の9若しくは第8条の10（就業規程第8条の13において準用する場合を含む。）
第8条第2項	職員の勤務時間に関する規則（平成元年島根県人事委員会規則第5号。以下この項及び次項において「勤務時間規則」という。）第12条第3項（勤務時間規則第13条において準用する場合を含む。）	就業規程第8条の7第3項（就業規程第8条の8において準用する場合を含む。）
	第16条第3項（勤務時間規則第17条において準用する場合を含む。）	就業規程第8条の12第3項（就業規程第8条の13において準用する場合を含む。）
第8条第3項	勤務時間規則第11条第2項（勤務時間規則第13条において準用する場合を含む。）	就業規程第8条の6第2項（就業規程第8条の8において準用する場合を含む。）
	第15条第2項若しくは第4項（これらの規定を勤務時間規則第17条において準用する場合を含む。）	就業規程第8条の11第2項若しくは第4項（これらの規定を就業規程第8条の13において準用する場合を含む。）
	人事課長	総務課長
第9条第1項	職員の休日及び休暇に関する規則（昭和27年島根県人事委員会規則第4号。以下次項及び第10条第3項において「休日休暇規則」という。）第9条	就業規程第24条
第9条第2項第1号	職員の休日及び休暇に関する条例（昭和27年島根県条例第10号。以下「休日休暇条例」という。）第6条	就業規程第13条
第9条第2項第2号	休日休暇条例第7条	就業規程第14条

第9条第2項第3号	休日休暇条例第10条	就業規程第17条
第9条第2項第4号	休日休暇条例第10条	就業規程第17条
第9条第2項第5号	休日休暇規則第3条の表第14号の2	就業規程別表第14号の2
第9条第2項第6号	休日休暇規則第3条の表第16号	就業規程別表第16号
第9条の2第1項	休日休暇条例第12条第1項	就業規程第19条第1項
第9条の2第5項	人事課長	総務課長
第10条第1項	人事課長	総務課長
第10条第2項	休日休暇条例第7条第1項	就業規程第14条
	人事課長	総務課長
第10条第3項	休日休暇規則第3条の4	就業規程第14条の2
第11条第1項	総務部人事課	企業局総務課
	人事課	総務課
第11条第2項	人事課	総務課
第11条第3項	人事課	総務課
第11条第4項	人事課	総務課
第12条第4項	人事課長	総務課長
第13条第1項	人事課	総務課
第13条第2項	人事課	総務課
第13条第3項	人事課	総務課
第13条第4項	人事課	総務課
第14条第1項	人事課	総務課
第14条第2項	人事課	総務課
第14条第3項	人事課	総務課
第15条第1項	人事課	総務課
第15条第2項	人事課	総務課
第16条	休日休暇条例第4条第1項	就業規程第11条
第17条第1項	人事課	総務課
第17条第2項	休日休暇条例第7条	就業規程第14条
	人事課	総務課
第21条	人事課	総務課
第23条第1項	知事	管理者
第23条第2項	人事課	総務課
第25条	人事課	総務課
第28条第2項	人事課	総務部人事課（以下次項及び第4項において「人事課」という。）
第30条第2項	地方機関等	事業所等
	地方機関	事業所
第30条第3項	地方機関等	事業所等
第30条第4項	地方機関	事業所
	知事	管理者
	地方機関等	事業所等
第31条第1項	所属長（前条第2項後段の規定により共同して当	所属長

	直を置く地方機関等にあつては、当該庁舎の秩序維持の任にあたる地方機関の長をいう。以下この章及び第45条において同じ。）	
第32条第2号	知事	管理者
第34条第1号	島根県公文書管理規程（平成23年島根県訓令第6号）及び島根県公印規程（平成元年島根県訓令第4号）	島根県企業局事務処理規程（昭和35年電気事業管理規程第4号）
第34条第4号	地方機関	事業所
第36条	地方機関	事業所
第38条	地方機関等	事業所等
	地方機関	事業所
第44条	総務部長	企業局長
	人事課長	総務課長
	地方機関	事業所
第45条第1項	地方機関	事業所
第45条第2項	地方機関	事業所
様式第1号の2	職員の勤務時間に関する規則第9条の2第2項	島根県企業局職員就業規程第8条の4第2項
様式第2号	人事課長	総務課長
様式第2号の2	休日休暇条例第12条第1項	島根県企業局職員就業規程第19条第1項
	休日休暇規則第3条の表第14号の2	島根県企業局職員就業規程別表第14号の2
様式第3号	総務部人事課長	企業局総務課長
様式第3号の2	総務部人事課長	企業局総務課長
様式第3号の3	職員の休日及び休暇に関する条例（昭和27年島根県条例第10号）第10条第2号	島根県企業局職員就業規程（昭和48年島根県公営企業管理規程第2号）第17条第2号
様式第5号	人事課長	総務課長
様式第7号	人事課	総務課
様式第10号	人事課長	総務課長

附 則

この規程は、平成24年7月1日から施行する。